

裏面白紙

政令第 号

國家總動員法及び戦時緊急措置法を改正する法律の一部を改正す

政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

國家總動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律（昭和二十年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三年二箇月間」を「三年八箇月間」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

逓 達 大 臣

理由

戦時海運管理令が本年五月三十一日をもつてその効力を失ひ、適合  
最高司令官の指令により、なお、当分の間船舶運管会の存続を図るとも  
に船隻輸送等に從事する船舶の國家使用を継続する必要があるからである。

裏面白紙

法率第四十四號ハ昭和二〇一二年九月一日改正

勅令第四百五十二號(二、九三〇)  
勅令第四百九號(二、三三三)  
政令第二百五號(二、三三三)  
政令第六十七號(二、三三三)  
政令第九十四號(二、三三三)  
政令第五百五十一號(二、三三三)

國家總動員法及戰時緊急措置法ハ之ヲ廢止ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行ノ際現ニ存スル舊法ニ基ク勅令ニ付テハ本法施行後六月間ハ海運管理令ニ付テハ三年二箇月間ヲ限リ舊法(國家總動員法第一條乃至第五條ノ規定ヲ除ク)ハ仍其ノ效力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ國家總動員法中戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハトアリ若ハ國家總動員上必要アルトキハトアリ又ハ戰時緊急措置法中大東亞戰爭ニ際シ國家ノ危急ヲ克服スル爲緊急ノ必要アルトキハトアルハ終戰後ノ事態ニ對處シ國民生活ノ維持及安定ヲ圖ル爲特に必要アルトキハトシ國家總動員法中總動員業務トアルハ

國民生活ノ維持及安定ヲ圖ル爲特に必要ナル業務トシ總動員物資トアルハ國民生活ノ維持及安定ヲ圖ル爲特に必要ナル物資トス  
前項ノ規定ニ依リ效力ヲ有スル勅令ハ其ノ規定スル事項ノ範圍内ニ於テ之ヲ改正スルコトヲ妨グズ  
本法施行前(附則第二項ノ場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依ル期間内以下同シ)ニ舊法ニ依リ爲シタル命令、處分又ハ行爲ニ係ル優先買受、課税、課金、算ニ關スル特例、租税減免及損失補償、本法施行前ニ清算ヲ開始シタル團體又ハ會社ニシテ舊法ニ依リ設立セラレタルモノ竝ニ本法施行前ニ爲シタル行爲ニ對スル罰則ノ適用ニ付テハ舊法ハ本法施行後(附則第二項ノ場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依ル期間經過後)ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

勅令第八十一號(二、三三〇)  
昭和二十年法律第四十四號ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十二年三月末まで

二〇一、七一九

日本政府宛 総司令部宛

民間商船委員会設置指令

二〇一、七二七

S C A J A P 宛 日本政府宛

船舶運管會を民間商船委員会に代えらるべく許可申請

二〇一、七三三

日本政府宛 S C A J A P 宛

前記申請を許可し、爾今船舶運管會を民間商船委員会と

承知する旨回答

二〇一、七一九

法律第四四號

國家總動員法を廢止することとし、その施行期日は、勅

令で定めることとする。

二〇一、七二一

日本政府宛 S C A J A P 宛

民間商船委員会は、S C A J A P による日本商船の管理

二〇一、三二九

勅令第一八一號

の繼續する間その機能を繼續すべき旨注意喚起

法律第四十四號を四月一日から施行し、國家總動員法に

二〇一、四一三

海運總局長官宛 S C A J A P 宛

基く諸勅令は、同年九月末日限り失效することとなる。

S C A J A P による日本商船管理終了以前に民間商船委

員會の基礎法規が失效する場合には、同委員會を繼續す

二〇一、九三〇

勅令第四五二號

るよう新立法をなすべきことを指令

九月三十日をもつて國家總動員法に基く勅令が失效する

のに對處し、S C A J A P の要求に鑑み戰時海運管理會

及び船員動員令を昭和二十年勅令第五百四十二號に基き、

「ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令」として六箇月

間（二十二年三月末まで）效力を延長

二二 三三一 勅令第一〇九號

前記の戦時海運管理令、船員動員令の效力延長期間満了に際し更に戦時海運管理令のみを六箇月間へ二十二年九月末まで前記と同様の方法により效力延長

二二 九一一 運輸大臣宛 S C A J A P 覺書

民間商船委員会の基礎法規が S C A J A P による日本船管理の繼續中に失效する場合には、同委員会を繼續せしむるに必要な措置をとることを指令

二二 九三〇 政令第二〇五號

戦時海運管理令を更に六箇月間へ二十三年三月末まで效力延長

二二 三二九 政令第六七號

戦時海運管理令を更に四箇月間へ二十三年七月末まで效力延長

二二 七三〇 政令第一九四號

戦時海運管理令を更に四箇月間へ二十三年十一月末まで效力延長

二二 一、二四 政令第三五一號

戦時海運管理令を更に六箇月間へ昭和二十四年五月末まで效力延長

COMMANDER NAVAL FORCES, FAR EAST  
Tokyo, Japan (12:rds)

File: CNFE/QB  
Serial: (2071)

11 Sep. 1947

From: The Administrator, Shipping Control Authority for the Japanese Merchant Marine.  
To: The Minister of Transportation.  
Via: Central Liaison Office, Tokyo.  
Subject: Continuation of the Civilian Merchant Marine Committee.

References: (a) SCAP memorandum AG 334 (9 Nov. 45) GD (SCAPIN 256)  
(b) SCAP memorandum AG 534 (11 Jan. 46) GD.

1. Reference (a) directs that a Civilian-Merchant Marine Committee appointed. Reference (b) directs that this Civilian Merchant Marine Committee is to continue to function for the duration of SCAJAP operation.

2. Should the present law, and any extension to the present law upon which the operation and existence of the Civilian Merchant Marine Committee is based, expire before the completion of SCAJAP operations, the Director, Maritime Bureau, Ministry of Transportation will be required to take the necessary action to provide for the continuation of CMMC.

N. W. BARD,  
Chief of Staff.

て参照(ハ)は、民間商船委員会の任命を指令し、参照(ハ)は、右の委員会  
が、スキヤジャツブの行動期間中その機能を繼續すべきことを指令する。  
ニ民間商船委員会の活動及び存続の根拠たる現法律及びその延長が、  
スキヤジャツブの行動完了前に満期となるときは、運輸省海運総局長  
官は、民間商船委員会の繼續を規定する必要な措置をとるべき要  
求する。

参照 (ハ) スキヤツブ覺書 A G 三三四(一九四六、一一) G D  
(イ) スキヤツブ覺書 A G 三三四(一九四五、一一、九)

終戦連絡中央事務局  
運輸大臣  
日本商船管理局  
在日海軍司令官